

小田原市立東富水小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定
平成30年5月15日改定
令和7年6月4日改訂
令和8年4月2日改訂

1 いじめ防止等に関する学校の基本的な考え方

(1) いじめ対策の基本理念

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つだが、学校だけの問題ではなく、社会全体で取り組むべき、大人たち全員の課題であるという認識が必要である。その上で、「いのちを大切にする」「未来を担う子どもたちが地域で見守られながら健やかに成長できる」学校をめざし、いじめを根絶するための理念として、次の5つを掲げる。

- いじめを防止するために、あらゆる機会を通して、大人たちから児童に対して「いのち」はかけがえのない大切なものであることを伝え、自分の「いのち」はもちろん他人の「いのち」も大切にすることを育む教育活動の充実に取り組む。
- いじめは、人間として決して許されない行為であり、すべての児童、保護者、教職員等学校関係者、その他児童に関わるすべての大人が、いじめに対する正しい理解をもって、いじめの根絶に取り組む。
- いじめは、学校の内外を問わず様々な場所・場面で起こり得るものである。児童の周りにいる大人たちが、いじめが行われなくなるよう見守るとともに、学校はもとより、家庭や地域住民、関係機関・団体、市、県および国が連携して、その防止と解消に向けて取り組む。
- いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こり得るものであり、すべての児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組む。
- いじめは、児童が所属する集団の構造や人間関係等に起因することから、互いの存在を認め合い、心の通う絆づくりにつながるような学級づくりや集団づくりを進める。

(2) いじめ防止基本方針策定の目的

東富水小学校いじめ防止基本方針は、上記の基本理念のもと、いじめ問題への対策を学校職員がそれぞれの役割を自覚し、かつ相互に協力しながら、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、

地域全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない学校の実現をめざすことを目的とする。

(3) いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特徴があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」と「解消」に適切に取り組むことが必要である。

また、いじめ問題には、学校や家庭の問題としてだけではなく、全ての大人たちの問題として取り組まなければならない。いじめをしない、させない、ゆるさないためにも、家庭や地域、関係機関と一丸となって相互に協力する関係づくりを進めることが大切である。

○いじめの未然防止

- ・いじめの未然防止に向けては、家庭や学校において、児童の発達の段階に応じて、一人ひとりの人権を尊重し、道徳心や規範意識を高める教育を通じて、“いのちを尊ぶところ”や“他者を思いやる気持ち”を育む。
- ・児童一人ひとりが、好ましい人間関係を築けるように、コミュニケーション能力等の育成に努めるとともに、青少年を取りまく情報環境が急激に変化する中で、情報社会の一員としての自覚をもって、適切に行動する態度を身に付けることができるように、情報モラル教育の一層の充実に取り組む。
- ・いじめの背景にある、児童が抱えている学業や家庭環境、人間関係等にまつわるストレス等の要因に着目し、その改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を様々な場面で育む。
- ・児童が、自分の存在が認められていること、必要とされていることを意識できるよう、家庭や地域において、家族や大人たちとのふれあう機会を充実させる一方、大人たちは児童の育ちに関心を持つ。

○いじめの早期発見

- ・いじめの早期発見に向け、学校においては教員が日頃から、児童の表情や態度のわずかな変化を見逃さず、適切な対応ができるように教員の資質や能力の向上を図る。
- ・アンケート調査等によって、常に児童の状況を把握するとともに、困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりに努める。
- ・いじめは、学校に限らず様々な場所・場面で起こることをふまえ、家庭や地域に対していじめに関する啓発を行い、大人たち全員が児童を見守り、育てる意識を持つように働きかける。
- ・学校は、児童間のトラブルに対し、客観的な事実把握や記録とともに、児童の心に寄り添って(※1)対応するように努める。
- ・いじめられていても、いじめを受けた児童が、それを訴えない場合や、それを否定する場合もあるため、その状況把握から解消まで、教職員のみならず、家庭や地域とも連携して、その解消に努める。

※1 ケンカやふざけ合いなど、事実のみに目を向けるのではなく、児童が感じる被害性・背景にも着目していく。

○いじめの早期対応

- ・いじめには、チームで組織的に対応することが基本である。学校においては管理職・学級担任・児童指導担当職員・養護教諭や教育相談コーディネーター等の教職員が連携して、特定の個人が情報を抱え込む等の状況を起こさないように、組織としてきめ細かい対応をしていく。
- ・暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている児童の心身及び財産等の被害を避けるため、また、SNS を通じて行われるいじめについては、いじめに関する情報が短時間で拡散する特性があることから、特に、迅速に対応する。
- ・いじめがあることが確認された場合は、いじめを受けた児童を最後まで守り通すという認識のもと、すぐにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・いじめを行った児童に対しては、いじめは決して許されない行為であることを、適切かつ毅然と指導するとともに、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営むための助言や支援を行う。

○家庭との連携

- ・児童一人ひとりに発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、“いのちを尊ぶところ”や“他者を思いやる気持ち”を育むためには、学校での教育活動だけでなく、家庭での取り組みも重要であるとし、協力を呼びかける。
- ・いじめ事案の対応にあたっては、いじめを受けた児童といじめを行った児童、双方の保護者を支援し、家庭との連携の下に、問題をよりよく解決する。
- ・いじめを行った児童に対しては、毅然とした姿勢で指導を行うとともに、家庭と連携して、一人ひとりが抱える要因や背景を的確に把握して、適切な助言や支援を継続的に行う。

○関係機関との連携

- ・いじめを受けた児童や、いじめを行った児童が立ち直っていくためには、医療や福祉などの専門機関の協力が必要な場合もあり、また、地域の青少年育成団体等の協力を得る。
- ・犯罪につながるおそれのあるいじめについては、警察や警察関連機関と連携して対処する。
- ・平素から関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催など情報共有体制を構築しておく。

○地域との連携

- ・いじめの問題は、学校内の人間関係にとどまらず、学習塾やスポーツクラブ、SNS 等を通じて、学校の外部まで広がりを見せており、学校単独では対応が難しいケースも多い。
- ・いじめを未然に防止していく上では、日頃から、児童が様々な機会を通じて多

様な価値観を持つ大人たちと接する中で、学校以外の人間関係を形成し、大人たちから存在を認められることも重要。

- ・ P T A や地域の関係団体等と連携して、地域社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促す体制を構築する。

○いじめの解消

- ・ いじめを行った児童に対して、いじめは決して許されない行為であることを適切かつ毅然と指導する。いじめを受けた児童の立場に立って、いじめにあたるかと判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わずに指導することもある。
- ・ いじめを受けた児童やいじめを行った児童だけでなく、全ての児童に対し、いじめを誰かに知らせる勇気を持ち、いじめを許さない風土をつくっていく。
- ・ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消できるものではないということを教職員が共通理解の下に指導していく。したがって、いじめが解消したと判断した場合でも、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童を日常的に注意深く観察し、支援していく。
- ・ その後の様子を保護者に伝えていくことで、少しずつ安心が構築できるものである。その後のケアも大切にしていく。

2 いじめ防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取り組み

- 体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わり、つながりをもつ中で、自己の役割や責任を果たそうとする態度やより良い人間関係を築こうとする態度等道徳性を育む。
- 日頃の授業や行事等特別活動の中で、自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進する。
- 教職員の資質向上のための研修会を設定することにより、児童が発する小さなサインを見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチし、積極的ないじめの認知に努める。
- 道徳の授業を要として、教育活動全体を通して指導を積み重ねる。
- ネットいじめを防止するために、情報を発信する責任や自分で情報の必要性を判断する力を身に付ける情報モラル教育を、学級活動や授業、講演会等さまざまな場面を使って推進するよう努める。また、学級懇談会や教育相談などにおいても、保護者への情報提供を図る。

(2) いじめの早期発見のための取り組み

- 「いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こり得る問題である」という認識を持ち、日頃から児童の日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、児童との信頼関係の構築等に努める。

- アンケート調査や教育相談を実施するなど、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。
- いじめに関するアンケートに、ネットいじめに関する質問項目を設けるなど、SNSを通じて行われるいじめの早期発見に努める。

(3) いじめの早期解決のための取り組み

- 児童がいじめを受けているとの通報を受けたとき、児童がいじめを受けていると思われるときは、「いじめ対策委員会」を開催し、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う措置等を講ずるとともに、その結果を設置者である市教育委員会に報告する。
- いじめを受けた児童といじめを行った児童が異なる学校に在籍している場合、双方の学校と学校設置者である市教育委員会の間で情報を共有して対処する。
- いじめがあったことが確認された場合には、いじめを受けた児童を最後まで守り通すことを旨として、平穏な学校生活を再開できるよう、当該児童及びその保護者に対して必要な支援を行う。
- いじめを行った児童に対しては、いじめは決して許されない行為であり、当該児童の取った行動が相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした指導を行うとともに、当該児童の家庭環境や人間関係のストレスなど、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営むための助言や支援を行う。
- いじめの事案を確認したときには、学級担任一人では対応するのではなく、管理職、学年職員、児童指導担当職員、養護教諭、教育相談コーディネーター等、複数体制で協力・連携して取り組む。

(4) 家庭との連携

- 児童がいじめを受けていると疑われる様子があるときに、スムーズに保護者が学校に相談・通報できるよう、懇談会や面談の機会に案内したりする等、相談・通報窓口を周知するための措置を講じる。
- いじめを受けた児童といじめを行った児童及び双方の保護者に対し、事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行う。
- 積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での児童・生徒の様子を見つめるために気をつけるポイントを紹介する等、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発活動に努める。
- 学校や家庭での児童の様子について情報を共有できるよう、連絡ノートや電話相談、家庭訪問等を通して保護者と密に連絡を取り、いじめの未然防止・早期発見に努める。

(5) 関係機関との連携

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、警察と連携して取り組む。
- SNS を通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童やその保護者に対し、必要な情報提供・啓発活動を行う。
- いじめを受けた児童や、いじめを行った児童の立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関や地域の青少年育成団体等との連携を図る。

(6) 地域との連携

- 保護者や地域住民の学校運営についての意見を反映する学校運営協議会での情報交換など、学校の抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。
- 地域で子供たちを見守る人の輪を広げるため、体験活動や行事等を通して近隣の学校や園、自治会、施設や事業所等、地域の人々とふれあう機会を増やす。

3 いじめ防止等のための組織の設置及び具体的な取り組み

(1) いじめ対策委員会設置の目的

委員会は、いじめ等を未然に防止し、いじめ等に関する事案に対して、学校組織として、解決を図ることを目的として設置する。

(2) 組織の設置 (いじめ対策委員会)

常設の「いじめ対策委員会」の委員は、以下の構成員を基本とする。
その他必要に応じて、校長が定める教職員および専門的知識を有する関係者をもって構成する。

(3) 組織の構成員

<校内構成員>

校長、教頭、教務主任、教育相談コーディネーター、養護教諭、
児童指導担当、児童支援担当、該当学年

<必要に応じて要請する校外構成員>

主任児童委員、スクールカウンセラー、教育委員会職員
スクールソーシャルワーカー、児童相談所職員等

※ その他必要に応じて医療・福祉等の助言をいただく

(4) 組織の役割

いじめの未然防止や早期発見のための防止等に関する取り組みの中核的な役割を担う。

主な役割として、次のことを行う。

- ・ 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの年間計画の作成及び進行管理
- ・ いじめに関する教職員研修等の実施
- ・ いじめに関する児童、保護者及び地域に対する意識啓発
- ・ いじめに関する通報及び相談への対応
- ・ いじめや問題行動等に係る情報の収集
- ・ いじめ事案に対応するための会議の開催
- ・ いじめ事案に係る情報の収集及び事実確認のための調査
- ・ いじめ事案に係る記録と情報の共有
- ・ いじめを受けた児童に対する保護及び支援並びにその保護者との連携
- ・ いじめを行った児童に対する指導及び支援並びにその保護者との連携
- ・ 在校生やその保護者に対する情報提供 等

(5) 年間計画 <別表 P.10>

4 重大事態への対応について

(1) 重大事態の定義

いじめが重大事態であるかどうかは、小田原市いじめ防止基本方針及び以下の考え方に基づいて、適切に判断する。

○ 次のいずれかに該当するときは、いじめの重大事態として対応する。

① いじめを受けていた児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・ 自殺を企図したり、それに至ったりした場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

② いじめを受けていた児童が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合(年間 30 日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対応する。)

○ 児童やその保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと見なして調査等に当たる。

(2) 重大事態発生の調査・報告

児童が、いじめを受けて重大事態に陥った場合、学校は、市教育委員会に重大事態の発生について報告する。

○事実関係を明確にするための調査

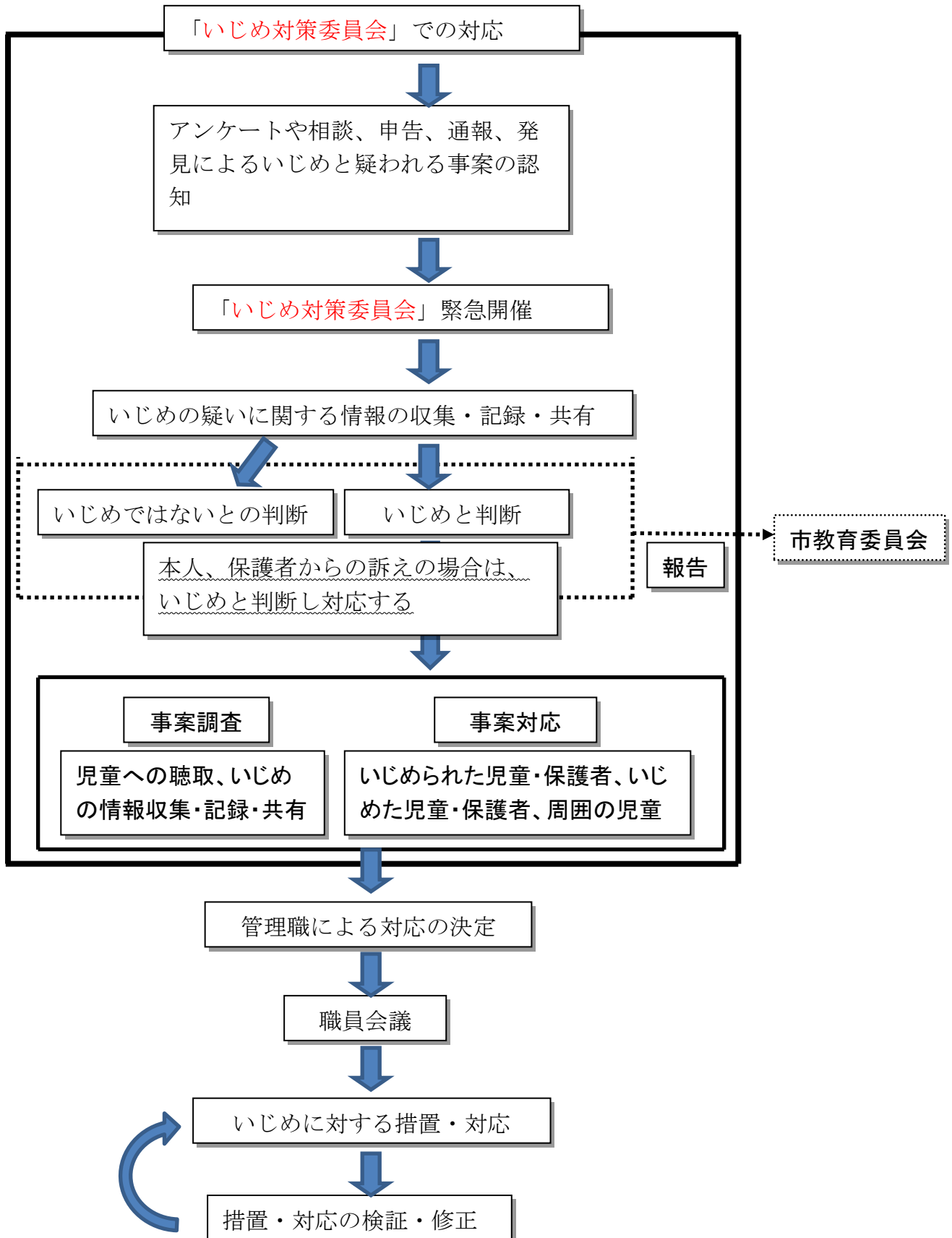
学校は、当該重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、出来るだけ速やかに事実関係を明確にするための調査を行う。

(3) いじめを受けた児童及びその保護者への情報提供

いじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・的確に情報提供を行う。

情報提供を行うに当たっては、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、個人のプライバシーへの配慮に留意して行う。

(4) いじめ事案への対応フロー図



※いじめ事案の内容によって学校が必要と認めたときは、警察に相談・通報し連携する。
 小田原警察少年係 32-0110 神奈川県警少年相談・保護センター 32-7358

5 いじめ防止基本方針の点検と見直し

いじめ防止基本方針については、年度ごとに学校評価等の結果を通して点検し、国の基本方針が改定された際も含め、必要に応じて見直しを行う。

【別表】

いじめ防止等年間計画

	指導等の内容		
	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4月	・いじめ防止基本方針について共通理解		・学年づくりについての説明 (懇談会資料)
5月	・児童についての情報交換 【児童報告会】	・学級ルールづくり 【学級活動・朝の会・帰りの会】 ・縦割り班編成	・保護者との情報交換 【家庭訪問】
6月	・児童についての情報交換【児童指導委員会】 ・結果を踏まえた考察と対応策の共有	・たてわり班遊び	・学習参観【学校へ行こうの日】
7月	・児童についての情報交換 ・教育相談実施		・保護者との情報交換 【教育相談】
8月	・人権に関する研修【職員研修】		
9月	・児童についての情報交換【児童指導委員会】	・行事を通した人間関係づくり	・保護者との情報交換 【学年懇談会】
10月	・いじめに関する学校生活アンケート①実施 ・児童についての情報交換【児童指導委員会】	・行事を通した人間関係づくり 【運動会】 【遠足・(校外学習)】	・保護者との情報交換 【通知票相談日】
11月	・児童についての情報交換【児童指導委員会】	・たてわり班あそび	・学習参観【学校へ行こうの日】
12月	・教育相談(希望者)実施 ・児童についての情報交換 ・結果を踏まえた考察と対応策の共有	・学習活動を通した人間関係づくり	・保護者との情報交換 【教育相談】
1月	・児童についての情報交換【児童指導委員会】 ・いじめに関する学校生活アンケート②実施	・学校評価の実施 ・学習活動を通した人間関係づくり ・たてわり班遊び	・学校評価の実施
2月	・児童についての情報交換【児童指導委員会】	・たてわり班遊び ・行事を通した人間関係づくり 【6年生を送る会・ありがとう週間】	・学習参観【学校へ行こうの日】 ・保護者との情報交換 【学年懇談会】
3月	・長期欠席、断続欠席児童の調査		・保護者との情報交換 【通知表相談日】

その他：各学年児童の発達の段階に応じて、道徳や学活などの時間を利用して、人権に関わる指導を行う。

「学校生活上での危機管理」

いじめ

事実発覚

(1) いじめられた児童からの事実確認及び保護者への対応

- ・管理職や関係教職員でこれまでの経過を共通理解し、事実確認を行う際の配慮すべき点を確認する。

〔児童〕

- ・保護者の了解を得た上で事実確認を行う。
- ・児童の思いや願いをしっかりと受け止めながら、可能な限り詳細に聞く。
- ・児童の心情として、いじめられている事実を正直に言えない場合や、感情が高ぶることがあるので、時間をかけて共感的にじっくりと聞きながら事実確認する。
- ・けんかやふざけ合いであっても、児童が感じる被害性に着目して対応する。

〔保護者〕

- ・保護者の思いをしっかりと聞き、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪をする。
- ・児童と保護者に、学校で安心して生活できるようにすることを約束するとともに、具体的な対応については、今後、継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。

(2) 対応方針の決定及び役割分担

- ・管理職や関係教職員で、これまでの情報と家庭訪問で得た情報をもとに協議し、課題を明確にするとともに、今後の指導方針及び指導内容、役割分担について決定する。
- ・収集した情報は速やかに児童指導担当や管理職に伝えることができるように、教師の情報連絡体制を整える。
- ・状況により「いじめ」という言葉を使わず、柔軟に対応しながら、解消まで継続的な支援を徹底する。

(3) いじめた児童・周囲の児童からの事実の調査・確認

- ・5W1Hに基づき、正確に事実を把握する。聞き取る際には、児童の人権やプライバシーに配慮するとともに、思いこみや憶測が入らないように慎重に行う。
- ・いじめた児童から聞き取る際には、心理的な圧迫感を与えないように慎重に行う。
- ・周囲の児童から聞き取る際には、例えば、グループで面接し、「困っている友だちはいないかな」などの問いかけから聞き取りを行うなどの工夫を行う。

(4) いじめた児童・保護者への対応

- ・家庭訪問等により、児童と保護者に直接対応する（電話は避ける）。その際、担任だけでなく学年職員や管理職等が同席するなど、複数の教師で対応する。
- ・児童に確認した事実に基づき、行った行為及びその行為を受けた児童の心情を伝える。そして、行為の重大性に気づかせ、反省を促すとともに、謝罪の方法等についてともに考えながら指導する。
- ・保護者に、いじめの解決を通して児童のよりよい成長を促したいという教師の願いを伝え、

協力を求める。

- ・保護者が孤立感を感じないように配慮し、保護者とともに解決に向けての取組を考えながら家庭での子どもへの接し方等について助言する。

(5) 学級・学年全体への指導

- ・いじめられた者のつらさを理解させるとともに、はやし立てたり傍観したりする行為がいじめを助長させることを理解させ、いじめを許さない態度の育成を図る。
- ・いじめの事実を伝えて指導する場合は、必ず本人と保護者の了解を得て行う。

(6) 指導の継続

- ・一定の解消が見られたとしても、見守りを継続し、時折保護者に伝えていくことで安心感ならびに信頼関係が再構築できると考える。

(7) 関係機関との連携

- ・児童に対する継続的なカウンセリングを依頼するなど、スクールカウンセラーや相談機関と連携を図る。
- ・暴力や恐喝等を伴ういじめについては、警察との連携を図る。

2 未然防止のポイント

(1) いじめに関する校内体制の確立

いじめに関する委員会等を設置し、教師の認識を高める取組や、悩み調査を実施する取組、緊密な情報交換等により、いじめの早期発見に向けた取組を充実する。また、いじめは絶対に許さないという教師の姿勢を、日ごろから折に触れ児童に示す。

(2) いじめを許さない学校・学級づくり

児童会活動や学級活動等を通じて、いじめを見かけたら、児童がその場で注意することのできる、いじめを許さない学校・学級づくりを行う。

(3) 教育相談の充実

定期的な教育相談や、教師から積極的に声をかけて気軽に相談できるような場面づくりを心がけ、児童一人ひとりと話し合う機会を多くもつ。また、個人面接や集団面接等、面接方法も工夫する。

(4) 保護者・地域との連携

保護者や地域からの情報が得やすいように、例えば登下校の様子等について、保護者や地域の協力者と定期的に連絡を取り合うなど、連絡体制を確立しておく。